

担当課名	保健体育課
担当者名	課長 藤井 課長補佐 小松原
連絡先	803-1595 内線 3850

## 岡山市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について (甲第62号議案)

### 1 条例制定の背景

これまで、学校給食費は、各学校の教員が、納付額の算定、収納や督促事務等を行っており、教員が子どもと向き合う時間を確保していく上で課題となっていました。また、保護者にとっても、子どもに現金を持たせる場合の不安等が生じていました。こうした状況を改善するために、学校給食費を、各学校単位の会計ではなく、市の「歳入予算」として位置付け、教育委員会が一元的に管理し、保護者から直接徴収するよう、制度を改めるために、「岡山市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」を制定することとしました。

### 2 条例の目的と概要

(目的)

- ①市が直接、保護者から学校給食費を徴収することを明確にするため。
- ②今回の制度変更を市民へ広く周知する必要があるため。

以上2点の目的のため、本条例を制定します。

(概要)

第1条(趣旨)・・・本条例にて学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定める。

第2条(定義)・・・「学校」、「学校給食」、「学校給食費」、「保護者」、「教職員等」の用語の意義を定める。

第3条(学校給食の実施)・・・学校給食を実施する学校を規定。

第4条(学校給食費の徴収)・・・徴収対象者、徴収額、納期限を規定。

第5条(学校給食費の減免)・・・減額または免除する場合を規定。

第6条(委任)・・・本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

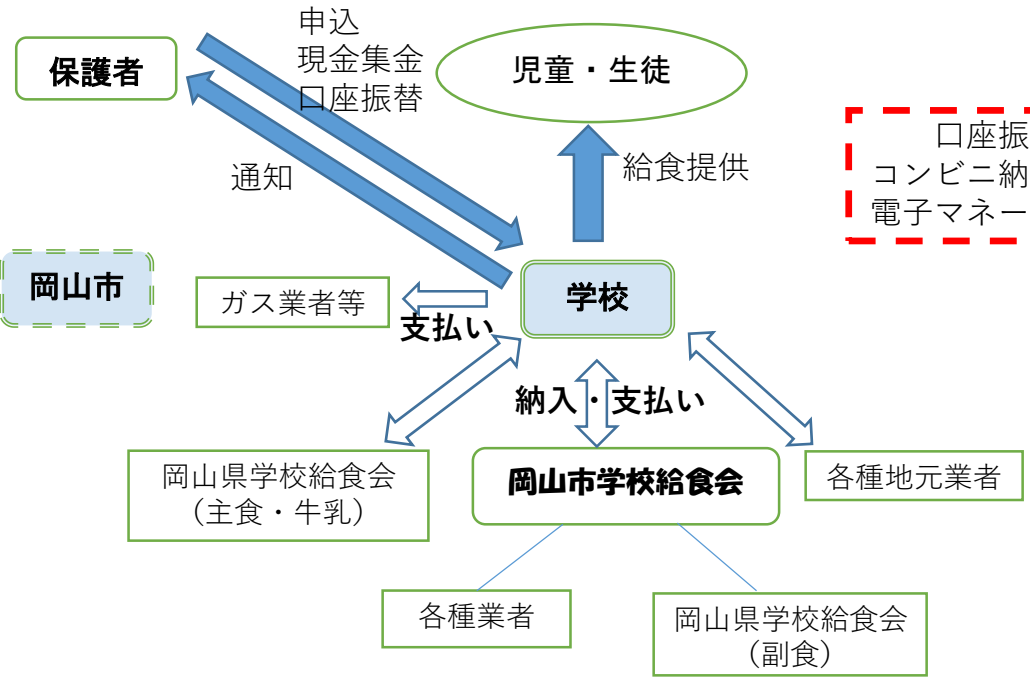
なお、それぞれ具体的な事項については、本条例制定後に規則で定める予定です。

### 3 施行日

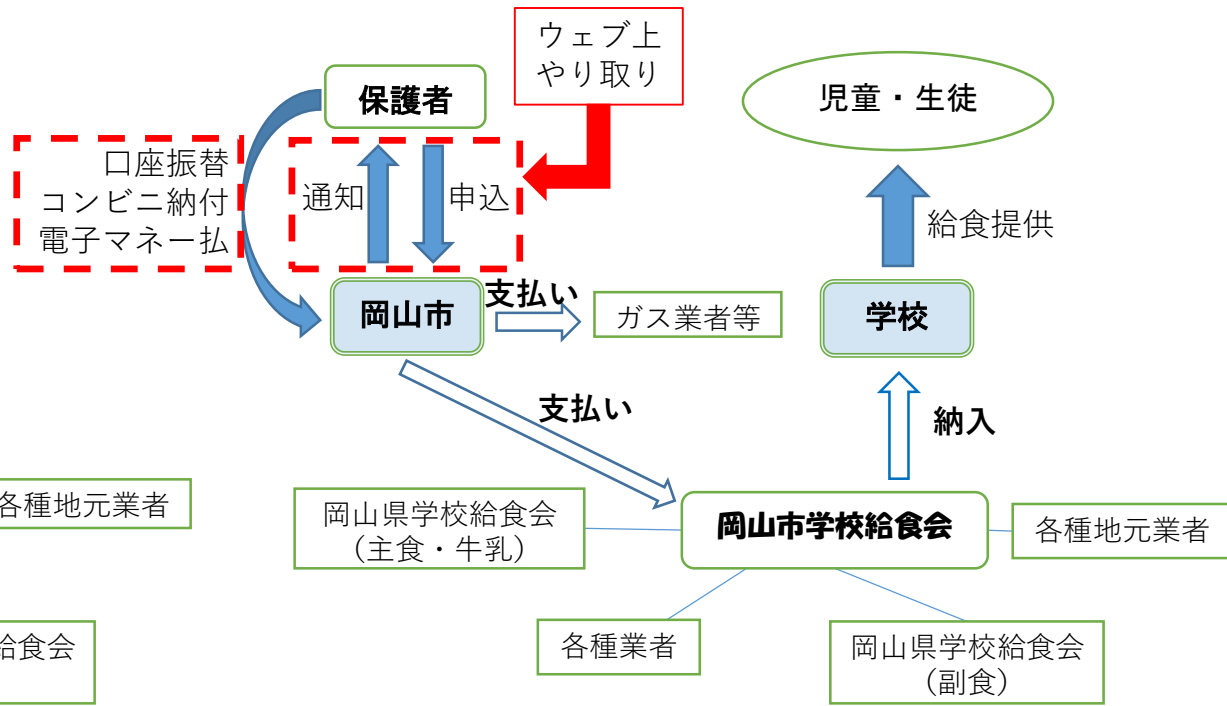
令和6年4月1日

# 学校給食費の全体像について

## 現状



## 変更後(案)



# 学校給食費の徴収管理に関する現状・課題及び対応について

## 現状・課題

### 【学校現場】

- ・納付額の算定、通知
- ・集金額の集計
- ・現金を銀行口座への振込
- ・収納管理
- ・各種の支払い
- ・督促状など文書作成
- ・未納交渉

### 【保護者】

- ・子どもに現金を持参
- ・指定された銀行口座の開設
- ・紙媒体での受け取り

【ポイント】  
保護者利便性の向上  
効率的な事務執行  
ペーパーレス化

## 令和6年度以降の対応

- ・徴収管理は教育委員会が行う
- ・ICTを活用
  - ①給食実施の申込みや納付決定通知書などウェブでやり取り【自治体では初】
  - ②ウェブ口座振替サービスを採用
  - ③口座振替、コンビニ納付、電子マネー払いを採用